

関係廃棄物処分業者 代表者 様
関係廃棄物収集運搬業 代表者 様

福井県エネルギー環境部循環社会推進課長

P F O S 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について

日ごろから県の廃棄物行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、国内において、浄水場の水源となっていたダム等から指針値（暫定）を超える P F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）および P F O A（ペルフルオロオクタン酸）（以下「P F O S 等」という。）が検出されたことを受け、環境省は令和7年3月26日付けで標記通知を発出し、水道における暫定目標値または公共用水域等における指針値（暫定）を超過する濃度の P F O S 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭（事業の用に供されたものに限る。以下「使用済活性炭」という。）の適切な管理や処理を求めているところです。

つきましては、廃棄物となった使用済活性炭を保管または処理する場合には、特に下記の点に留意のうえ、適切な対応をお願いします。

記

1 廃棄物となった使用済活性炭の適切な保管について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条に規定する処理基準に基づき、飛散・流出防止措置を講ずるなど適切に管理するとともに、次の2に従って速やかに処理すること。

なお、保管中の使用済活性炭に吸着した P F O S 等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある事案が発生した場合は、関係自治体に情報を共有することが望ましいこと。

2 廃棄物となった使用済活性炭の適正処理について

排出事業者から使用済活性炭の P F O S 等の含有情報の提供を受けるとともに、廃棄物処分業者においては「P F O S 及び P F O A 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（令和4年9月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課作成。以下「技術的留意事項」という。）を参考に確実に分解処理すること。

なお、使用済活性炭中のP F O S等の濃度が技術的留意事項に示す管理目標参考値（5 μ g/kg-dry）以下のものは、技術的留意事項の対象とされていないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守の上、適正に処理すること。

【添付資料】

P F O S等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について
（令和7年3月26日付け環境省水・大気環境局環境管理課長および環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）

【事務担当】

廃棄物対策グループ 西澤、山本

電 話：0776-20-0382

F A X：0776-20-0679